

## ● ○国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ○ ●

### 70歳以上の方の高額療養費の見直しについて

70歳以上の方の国民健康保険・後期高齢者医療保険の高額療養費制度（自己負担限度額）が8月から次のとおり見直しされます。

区分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来（個人単位）	44,400円	<b>57,600円</b>
	入院（世帯単位）	（医療費総額-267,000円） ×1%+80,100円（※2）	（医療費総額-267,000円） ×1%+80,100円（※2）
一般	外来（個人単位）	12,000円	<b>14,000円（※3）</b>
	入院（世帯単位）	44,400円	<b>57,600円（※4）</b>
住民税非課税 世帯	区分Ⅱ	外来（個人単位）	8,000円
		入院（世帯単位）	24,600円
	区分Ⅰ	外来（個人単位）	8,000円
		入院（世帯単位）	15,000円

（※1）：月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療に加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。

（※2）：多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

（※3）：1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

（※4）：一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を年金天引きで納付されている方へ

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を年金から天引きで支払われている方（特別徴収といいます）は、ご希望により納付方法を口座振替に変更することができます。

ご自分の指定した金融機関からの振替納付を希望の方は、次の書類を持参して保健課窓口へ届出ください。

#### 《届出に必要なもの》

- ①金融機関の預貯金通帳（町内にある金融機関及び北洋銀行本・支店） ・ ②通帳届出印（銀行印）  
③窓口にした方の印（シャチハタ印は使用できません） ・ ④健康保険証

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご希望の方は、保健課窓口へ届出後、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で口座振替の依頼申請が必要となります。

納付方法	支払回数	納付日
年金天引きにより納付する場合	6回（年金支給月）	年金支給日
口座振替により納付する場合	8回（7月から翌年2月）	25日（土日、祝日の場合翌日）

※口座振替による年額の変更はありません。

### 今年度75歳になる方へのお知らせ

75歳になると、現在の健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の資格を新たに取得することとなります。誕生日までに役場から後期高齢者医療の保険証を送付します。

保険の切り替えにともない、これまで国民健康保険税が年金天引きとなっていた方についても、75歳到達年度については、月割計算で普通徴収（納付書または口座振替）にて納付することとなっていますので、納め忘れとなっていないか再度ご確認ください。

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎ 21-2121